

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月29日
【会社名】	株式会社高島屋
【英訳名】	Takashimaya Company,Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 弘 治
【本店の所在の場所】	大阪市中央区難波5丁目1番5号
【電話番号】	06(6631)1101
【事務連絡者氏名】	企画本部(改革推進本部)財務部長 明石 俊一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町2丁目12番7号
【電話番号】	03(3668)7083
【事務連絡者氏名】	企画本部(改革推進本部)財務担当次長 後藤 利建
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成24年2月27日
【発行登録書の効力発生日】	平成24年3月6日
【発行登録書の有効期限】	平成26年3月5日
【発行登録番号】	24 - 関東25
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成24年5月29日(提出日)である。
【提出理由】	臨時報告書を平成24年5月25日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成24年2月27日付で提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	株式会社高島屋東京店 (東京都中央区日本橋2丁目4番1号)

株式会社高島屋京都店

(京都市下京区四条通河原町西入真町52番地)

株式会社高島屋横浜店

(横浜市西区南幸1丁目6番31号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

【訂正内容】

臨時報告書を平成24年5月25日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成24年2月27日付で提出した発行登録書の参照書類とする。